

皆様にお願ひすること

- 1 すべての土地所有者の皆様方に境界確認のための立会いをお願いいたします。境界をご確認いただいた場合、土地調査書に署名をいただきます。立会いの日時は事前にお知らせいたします。
- 2 土地の境界に関するお手持ちの図面・資料（辺長、面積が記入されたもの等）があれば、その写しを提供願ひます。
- 3 調査・測量などで皆様の土地に立ち入ることがあります。ご理解とご協力をお願いいたします。

●ご注意●

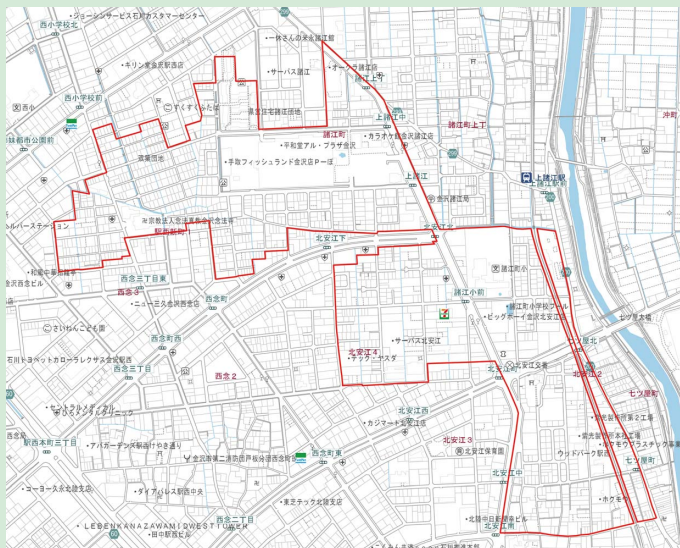
地図作成作業に当たり、主張の相違や不立会等の理由により、隣接地との筆界が確認できなかった場合には、「筆界未定地」として地図は作成されません。後日、筆界が確認された場合は、各土地所有者の負担により地図訂正等の登記手続が必要となります。

測量の費用

測量に必要な経費の個人負担はありません。ただし、境界確認の立会いにお越しいただく交通費等は個人負担となります。


なお、境界が確定した土地に、恒久的な標識（コンクリート杭など）の埋設を希望される場合には、その費用は所有者にご負担いただくこととなります。

令和5年度～6年度作業地区



作成地区は、次のとおりです。

金沢市北安江二丁目、同所四丁目、金沢市諸江町、
金沢市駅西新町一丁目、金沢市西念三丁目の各一部

〈※上図の  線で囲んだ部分〉

お問い合わせ・連絡先

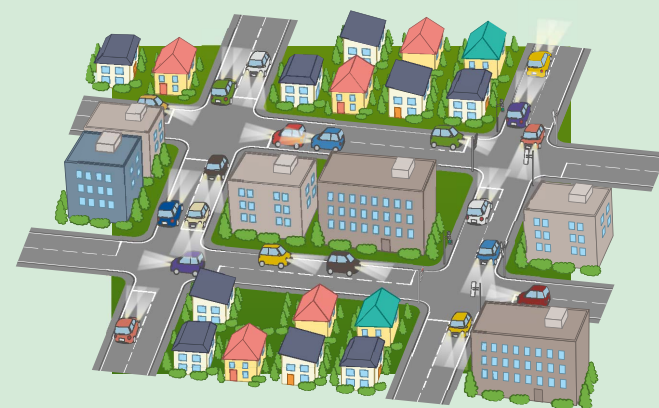
〒920-0935 金沢市石引2丁目12番26号
金沢地方法務局地図作成現地事務所
電話（076）224-5230

※令和6年1月22日以降は、以下の連絡先へお問合せください。

〒921-8505 金沢市新神田4丁目3番10号
金沢地方法務局不動産登記部門
地図整備・筆界特定室
電話（076）292-7820（直通）

法務局が

地図を作ります



登記所備付地図 (不動産登記法第14条第1項地図)の整備

登記所備付地図が整備されると、境界標識が亡失等した場合であっても、登記所備付地図に基づき復元測量をすることによって、境界を明らかにすることができます。

また、公共基準点を基に測量された地図を作りますので、土地の位置を現地で正確に復元することができます。将来の境界紛争などを防止し、安全な土地の管理に役立ちます。

地図を作成する理由

法務局に備え付けられている公図は、土地の位置や区画を確認する場合などに利用されます。ところが、今回、法務局が地図作成作業を行う地区の公図は、明治時代に作成された旧土地台帳附属地図を原図として作成されていることから、現地の形状と違っていている箇所があるなど、精度が高いとはいえないため、法務局では、正確でより精度の高い地図を作成ことにしたものです。

これにより、境界標が紛失した場合や巨大地震などの災害が発生し土地の境界がわからなくなった場合でも、迅速な復旧が可能となります。

地図作成の効果

国家基準点に基づいた測量により作成された地図によって、土地の位置、区画を特定することができるため、筆界に関する紛争を未然に防ぐことができます。

調査・測量の結果、地目や地積が登記記録と一致しない土地については、登記官が職権で登記事項を訂正します。

地図は、「登記所備付地図」として備え付けられ、厳格な維持管理をします。

登記所備付地図 ができるまで

1

地図作成作業説明会

(令和5年12月)

- ◆ 地図作成作業地域内の土地所有者の皆様へ、本作業についての説明会を開催します。

2

事前調査及び現況測量(仮測量)

(令和5年12月～令和6年4月)

- ◆ 皆様が所有している土地に存している境界標の位置及び利用境と思われる塀、あるいは工作物の位置などを調査し、仮測量を行います。
なお、必要に応じて現地にマーキング等を行います。

3

一筆地調査

(令和6年5月～8月)

- ◆ 土地所有者又は代理人の方に立会っていただき、一筆ごとにその境界や地番、地目等を調査します。

4

一筆地測量(本測量)

(令和6年6月～9月)

- ◆ 一筆地調査において、土地所有者の皆様にご確認いただいた土地の境界を本測量し、一筆ごとの土地の区画を確定します。

5

地図の作成

(令和6年10月頃)

- ◆ 一筆地測量による測量データに基づき、土地の位置や区画を図示した縮尺500分の1の地図を作成します。

6

成果(地図・地積等調査一覧表)の縦覧

(令和6年12月頃)

- ◆ 調査・測量した結果を土地所有者の皆様にご覧いただき、地図作成作業の成果(地図・地積等調査一覧表)とします。その際、土地の境界等について異議があれば申し出ていただきます。

7

登記

(令和7年1月～3月)

- ◆ 地図作成作業の結果、地目や地積等が登記記録(登記簿)と相違する場合は、調査・測量した結果に基づき正確な登記を法務局が行います。

土地所有者及び居住者の皆様へお願い

金沢地方法務局では、登記所備付地図(不動産登記法第14条第1項地図)を新たに作成します。

地図を作成するに当たり、その趣旨をご理解いただき、皆様方のご協力をお願いします。

